

川越市建設工事数量書等公開実施試行要領

(令和5年3月30日最終改正)

(趣旨)

- 1 この要領は、本市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約における数量書等の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 2 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 数量等 発注者による予定価格の算出又は受注者による見積金額の算出（3(3)に規定する受注者が作成した内訳書の算出に限る。）に当たり採用した数量、基準、規格、単位、資料の種類等をいう。

- (2) 数量書等 入札の公告における設計図書の公開に際して、発注者が予定価格の算出に当たり採用したものから単価及び金額等を削除するなどの加工又は編集をした書面（電磁的記録に記録されたものを含む。）をいう。

(数量書等の意義等)

- 3 数量書等の意義等は、次の(1)から(3)までに掲げるとおりとする。

- (1) 数量書等は、契約上の拘束を受けない参考資料として公開するものであり、川越市建設工事標準請負契約約款第1条に規定する設計図書に該当しない。

- (2) 数量書等に関する質疑は一切行わない。

- (3) 受注者が作成した内訳書の数量等と本市が公開した数量書等の数量等に差が生じた場合でも当該差のみをもって契約変更の対象とはしない。

(対象となる建設工事)

- 4 数量書等の公開の対象となる建設工事は、次に掲げる場合を除き、埼玉県電子入札共同システムにより一般競争入札に付するものとする。

- (1) 建設工事の種類が解体工事である場合

- (2) 工事内容が軽易であることその他の理由により数量等を公開しないことが必要であると認められる場合

(3) 発注方式により数量等を公開することが困難であると認められる場合
(公開の方法)

- 5 数量書等の公開は、原則として入札の公告における設計図書の公開の方法と同様の方法で行うものとし、発注方式が図面による仕様発注形式のものである場合にあっては参考数量書（様式第1号）に、その他の場合にあっては積算参考資料（様式第2号）によるものとする。

(公開の範囲)

- 6 数量書等の公開の範囲は、原則として共通費を除く資材等の全数量等とする。ただし、合成単価等により得られた一式計上の明細数量等については公開の範囲に含めない。

(数量書等の積算基準)

- 7 数量書等に記載する数量等は、「公共建築数量積算基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）、「公共建築設備数量積算基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）及び「土木工事標準積算基準書」（埼玉県が発行したものに限る。）のそれぞれの最新版に基づいて積算した数量等とする。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行し、一般競争入札のものについては同日以後に公告をする建設工事から、指名競争入札のものについては同日以後に指名の通知をする建設工事から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に入札の公告をする建設工事から適用する。

様式第 1 号

参考数量書

工事名

工事場所

本書は、契約上の拘束を受けない参考資料として公開するものであり、川越市建設工事標準請負契約約款第 1 条に規定する設計図書ではありません。

川越市

様式第 2 号

積算参考資料

工事名

工事場所

本書は、契約上の拘束を受けない参考資料として公開するものであり、川越市建設工事標準請負契約約款第 1 条に規定する設計図書ではありません。

川越市